

基礎控除申告書・扶養控除等（異動）申告書の提出要件の簡単チェック

今年、青山学院およびその他複数の事業所でアルバイトをしている、またはする予定である。

基礎控除申告書・扶養控除等申告書とは、給与を受け取る前に、給与支払者（＝青山学院）に提出いただくもので、給与にかかる所得税課税方法にかかわる大切な書類です。

はい

複数の勤務先のうち、「主たる事業所は青山学院」である。

いいえ

B: 提出は不要です。

- ・ この用紙は1ヶ所にしか提出できません。
- ・ 他の事業所に提出する場合（青山学院以外の勤務先にこの用紙を提出している）、本学には提出できません。
- ・ なお、本学に提出しない場合、本学からお支払する給与は「乙欄適用」となり、支給額の多少にかかわらず所得税が源泉徴収されることとなります。

いいえ

はい

A: 基礎控除申告書・扶養控除等（異動）申告書を雇用手続時に必ず提出してください。

- ・ なお、本学に提出した場合には、他のアルバイト先には提出できません。
- ・ 提出いただいた月から月額表の甲欄を適用して所得税が計算され、年末調整により所得税を精算します。
- ・ 給与所得の源泉徴収票は、勤務の翌年1月末頃に、学院に登録のご住所へ送付します。

<お問合せ先>

本部人事部給与課（短大本館1階） 03-3409-6539